入間市児童発達支援センター運営協議会の概要について

１　設置の背景

令和２年度に開設した児童発達支援センターについては、平成３０年度から障害児支援の関係者、有識者等で構成する児童発達支援センター設置検討委員会において、児童発達支援センターが果たす役割や機能、実施する事業について検討いただきました。

検討委員会での議論をもとに策定した「入間市児童発達支援センター事業計画」では、児童発達支援センター事業運営向上の取り組みとして、事業運営に対する市民の意見を取り入れるため、有識者や関係者で構成する「児童発達支援センター運営協議会」を設置することとしています。

２　設置の理由

心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族に、発達の段階に応じた切れ目のない支援を行うため設置する児童発達支援センターの事業運営を向上するため、児童発達支援センター運営協議会を設置するものです。

（１）役割

市長の諮問に応じ、児童発達支援センターの事業運営及び地域の児童発達支援の向上について、調査審議することを役割とします。センター事業の実施状況や事業計画の進行状況について評価・協議いただき、ＰＤＣＡサイクルによるセンターの事業運営向上を図ります。

（２）委員構成

委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 想定される選出母体 |
| ⑴ | 障害者関係団体に属する者 | 手をつなぐ親の会 |
| ⑵ | 保健及び医療関係者 | 入間地区医師会 |
| ⑶ | 教育及び保育関係者 | 校長会、入間わかくさ高等特別支援学校、民間保育園園長会、私立幼稚園連絡協議会 |
| ⑷ | 子ども・子育て支援及び障害児支援の関係者 | 障害者福祉審議会、児童福祉審議会、障害者基幹相談支援センター、民生委員・児童委員協議会 |
| ⑸ | 知識経験者 | 大学教授、国立障害者リハビリテーションセンター学院職員 |
| ⑹ | 市内に在住する者のうちから公募するもの |  |

３　会議の開催

年5回程度の会議開催を予定しています。